

瑞浪市子どもの読書活動推進計画

平成24年7月20日改正

I はじめに

近年、子どもたちの生活は、地域における少子化の進行や携帯電話・インターネットをはじめとする様々なメディアの発達などの影響により大きく変化したとすることができます。また、全国的な傾向として、幼児期での読書習慣の未形成などの理由により、子どもたちの「読書離れ」が大きな課題となっており、併せて「本を読む子と読まない子の二極分化」の傾向があるとされています。

読書活動は、子どもが言葉を学び、感性を磨き、表現力を高め、想像力を豊かなものにし、人生をより深く生きる力を身に付けていく上で欠くことができないものであり、社会全体でその推進を図っていくことが極めて重要です。この観点から、国では、平成13年11月に議員立法により法案を国会に提出し、12月に『子どもの読書活動の推進に関する法律』として公布・施行しました。そして、当市においても、他の市町村に先駆けて、平成16年度において『瑞浪市子どもの読書活動推進計画』を策定し、様々な施策等により子どもの読書活動の推進を図ってきました。

当市における子どもの読書活動の推進については、市民図書館や学校教育の活動において早くから力を注いできました。そして、平成23年度において市民図書館の活動が文部科学大臣表彰を受賞するなど、全国的にも高い評価を得られる活動であると思われま

す。しかしながら、計画策定以後の子どもを取り巻く社会環境・読書環境の大きな変化等を考え、子どもの読書活動の一層の拡大充実を図るために、先の推進計画を見直して、ここに新たな計画を策定したいと考えます。

なお、本推進計画については、平成23年度を基準とし、平成28年度までの5年間を見通して策定しています。

II 基本方針

1. 子どもが読書に親しむ機会の拡大と、諸条件の整備・充実を図ります。

(1) 乳幼児期から読書に親しむような環境をつくっていきます。

(2) 子どもの発達段階に応じて、子ども自身が読書の楽しさを知るような機会(きっかけ)を多くつくります。

(3) 子どもが興味を持った本、感動した本などを身近なところで整えていきます。

2. 家庭・地域・学校を通じて、社会全体での取組を推進します。

(1) 家庭・地域・学校がそれぞれ担うべき役割を果たしながら、子どもが読書に親しむ機会の拡大と充実を図ります。

(2) 学校・市民図書館・公民館・児童館などの関係機関と民間団体（まちづくり組織・住民ボランティア・読書活動サークル等）が連携しながら、相互に協力を図りつつ、取組を推進します。

3. 子どもの読書活動の意義や重要性について、市民の皆さんが広く理解と関心を深めることができるよう普及・啓発を図ります。

(1) 家庭や図書館等において子どもに絵本などを読み聞かせたり、大人自らが読書したりする姿を示し、子どもの心を触発し、読書意欲を高めることに努めます。

(2) 子どもを取り巻く大人、とりわけ保護者・教職員・保育士等が、読書活動に理解と関心を持つことを心がけます。

Ⅲ 読書活動推進のための方策

1. 家庭における読書活動の推進

(1) 家庭において読書に親しむ習慣づくりに努めます。

① 啓発活動等により、幼児期の親子読書（親による読み聞かせ、子どもと一緒に読書）の習慣化と読書時間の拡大を図ります。

② 幼児のいる家庭においては、いつも身近なところに絵本・児童図書等が置かれる環境づくりに努めます。

③ テレビ視聴やゲーム等の時間を制限したり、家族全員が一斉に読書をする時間を設けるなど、読書に親しむための家庭内での約束づくりや工夫に努めます。

④ 休日は、親子で図書館に出掛けるなどの習慣をつくります。

(2) 子育てに係る学習機会等を利用して、家庭での読書活動を啓発します。

① 保健センターでの主に母子を対象にした事業を利用して啓発事業を実施します。
（妊婦学級、4ヶ月検診でのブックスタート事業等）

- ②公民館・児童館・子育て支援センター等で開催する各種学習機会を利用して啓発します。
(乳幼児学級、育児ママ講座等)
- ③PTA母親委員会や幼稚園保護者会等が開催する家庭教育学級の活動において、読書活動に関する学習会を実施するなど、家庭での読書活動の啓発を図ります。
- ④家庭教育啓発資料の作成・配布事業等を利用して読書活動の啓発を図ります。
- ⑤その他、各種の子育てに係る学習機会を利用して、家庭での読書活動の啓発を図ります。

2. 地域における読書活動の推進

(1) 市民図書館の活動

- ①幼児・児童への読書案内・読書相談について十分に応えることのできる、専門職としての力量を有する図書館員を養成します。また、職員の研修機会の確保に努めます。
- ②絵本・紙芝居等を含む児童図書を一層充実することに努め、配架を工夫したり、傷みのある図書を積極的に更新するなどして、子どもたちの読書意欲が更に高まるような工夫に努めます。
- ③子どもたちに読書の楽しさや面白さを知ってもらうことのできる催事を積極的に開催します。幼児・児童を対象とする諸行事、とりわけ読み聞かせを主な内容とする「おはなしのじかん」等の催事においては、参加した子ども一人一人と本を結ぶことができるよう努めます。また、乳幼児の絵本との出会いづくりを意図するブックスタート事業を継続します。
(恒例の諸行事：4月「こどもと本の広場」、8月「図書館まつり」、12月「サンタクロースがやってくる」、など)
- ④遠隔地の子どもたちへの図書館サービスの拡大充実に向けて、陶公民館、日吉公民館、釜戸公民館、大湫公民館の各図書室に配架されている児童図書の利用の拡大に努めます。また、幼稚園や児童館等と連携した遠隔地域での図書館サービスのポイントづくりを検討します。
- ⑤ボランティアとの協働により、図書館サービスの一層の拡大充実にも努めます。また、ボランティアの方々の研修機会の確保に努めます。また、中学生ボランティアによるヤングアダルト図書選書活動等を進めます。
(「おはなしのじかん」・児童館での読み聞かせ活動、集会行事での協力活動など)
- ⑥広報活動の充実や、ホームページによる情報提供、インターネットによる蔵書検索サー

ビス等、子どもの読書活動にかかる支援サービスを積極的に実施します。

⑦学校図書館との連携・協力の一層の強化を図ります。

(学校図書館への団体貸出協力、ブックトーク出前活動、各種体験学習の受入れ、学校図書館協議会や図書主任会を市民図書館で開催すること、など)

(2) その他の機関の活動

①児童館(児童センター)においては、子どもの読書活動を推進する集会行事等を積極的に実施します。また、市民図書館との連携を更に拡大充実します。

(集会行事:お話し会、読み聞かせ、など)

②公民館においては、図書室の児童図書の利用について、快適な環境の確保に努めます。

また、子どもの読書活動を推進する集会行事・教室等の開催に努めると共に、市民図書館との連携を更に拡大充実します。

(教室:乳幼児学級のカリキュラムの工夫など)

③保健センター・子育て支援センターでは、指導・助言の機会を利用して、乳幼児期での絵本等との出会い・ふれあいの大切さの認識の拡大を図ります。

(市民図書館ブックスタート事業との連携など)

3. 学校教育等における読書活動の推進

(1) 保育園・幼稚園においては、絵本等の児童図書の充実と努めると共に、読み聞かせ活動等のカリキュラムの充実を図ります。また、市民図書館との連携や母親学級(保護者会活動)の活用により、幼児期の読書習慣づくりに努めます。

(2) 小学校・中学校においては、次の事項について拡大充実を図ります。

① 12学級以上の学校において学校図書館司書教諭の配置に努めると共に、すべての学校において児童・生徒の読書習慣の形成指導、読書案内・図書館利用等の指導に努めます。

② 学校図書館の蔵書の充実と活用を図ります。児童・生徒の発達段階に適した魅力ある図書の購入と配架に努めます。

③ 学校図書館の環境整備や読書案内情報の提供に努めます。

- ④ 図書館まつりの開催など、児童・生徒の学校図書館の利用拡大方策を推進します。
- ⑤ 学校図書館を活用した読書活動に係る指導計画の立案とその実施に努めます。
- ⑥ 朝読書や配膳読書等、学校の日課における読書時間の確保に努めます。
- ⑦ 学校図書館協議会や図書主任会における情報交換や読書指導についての研究協議の機会の確保に努めます。
- ⑧ 読書感想文の応募機会等、公的機関や民間による読書活動の推進事業の活用を図ります。
- ⑨ 市民図書館との連携の強化を図ります。
- ⑩ 読み聞かせ活動や図書館まつり、その他の読書活動推進行事等においてPTA会員や地域の人材の活用を積極的に図ります。

IV 普及啓発活動

- 1. 啓発リーフレットの作成や市民図書館や学校図書館等の広報活動により「子ども読書の日」（4月23日）及び「子どもの読書週間」（4月23日から5月12日まで）の周知に努めます。
- 2. 子どもの読書活動の推進に係る各種表彰機会等の活用を努めます。

V その他の推進課題について

- 1. 障がいのある子どもへの読書活動支援については、市民図書館を中心に必要な資料等の充実を図ると共に、期待に添う形態での資料提供活動の検討を進めます。
（養護関係機関との連携など）
- 2. 本推進計画の達成評価については、瑞浪市民図書館の設置及び管理に関する条例第9条の規定に基づく図書館協議会委員を中心に、関係機関の担当者等で構成する委員会等を開催して検討していきます。